

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年10月23日

岩手県知事 達増 拓也

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
いわてリハビリテーションセンター吸引装置修繕業務
- (2) 仕様等  
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限  
令和7年3月31日（月）
- (4) 履行場所  
岩手郡雫石町七ツ森 16 番地 243

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和6年11月7日（木）午後4時15分
- (2) 会場  
盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁舎 6 階 会議室

## 3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告を伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (6) 公告の日から過去5年以内に国(公社及び独立行政法人を含む)、県又は他の地方公共団体から同様の業務を受注した実績のある者であること。

#### 4 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書(様式第1号)を確認・記載のうえ、必要な添付書類を添えて、1部を令和6年11月1日(金)正午までに9の場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

また、当該書類に関し、知事から説明又は補足を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (2) 申請書及び関係書類は岩手県保健福祉部医療政策室において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和6年11月5日(火)正午を目途にFAX等により通知する。

#### 5 入札書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する。

#### 6 入札の方法

- (1) 入札書(様式第3号)は、2の日時及び場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 郵送により入札書(様式第3号)を提出する場合は、簡易書留をもって入札日の前日までに到着するように送付すること。
- (3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

#### 7 入札保証金

免除

#### 8 その他

- (1) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (2) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (3) その他入札の詳細については、入札説明書に示すとおりとする。
- (4) 契約書の作成を要する。

#### 9 照会先

岩手県保健福祉部医療政策室

020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話 019-629-5415 FAX 019-626-0837